

○議長 横尾 武志君

次に、4 番、妹川議員の一般質問を許します。

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

4 番、妹川です。一般質問する前に、ひとこと執行部の皆様方にお礼申し上げます。

昨日、芦屋・若松クリーンキャンペーンがありまして、上流域からまた芦屋町から四百十数名の方々が芦屋の洞山、なみかけ大橋のところ、それからあそこのはまゆう群生地、それから若松のほうのですね、海岸線を清掃していきましたが、町長をはじめ副町長、それから教育長、それから課長の皆さん方、職員の方がたくさんみえられておりました。洞山保存会の事務局長として、また芦屋町の自然を守る会の代表として厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

通告書に基づいて進めていくわけですが、私はこの特別養護老人ホームの件はですね、もう 8 回目になると思います。今回はですね、なぜこんなに時間を回数を重ねてやっているのかと言えばですね、今の芦屋町政の問題点がじわりじわりとですね、吹き出てきているような気がしてならないんです。それで、NPO 法人ニューオンブズマンが行政訴訟を起こしました。いわゆる 22 年度の 50 床の建設予定地、田屋区ですけども、その地番を単なる地番を開示して欲しいという要求を情報公開請求をされたんですけど、これ非開示にしたということですね。どうしてそんなことがあり得るんだろうかと。それはそれでそういう町の見解であるなら、それはいいとして、ことしの何月でしたっけ、第一審の判決が出る前にですね、町が原告に対しての反論の準備書面に、田屋区で住民説明会の議事録があると。住民説明会の議事録が提出されている。そして隣接地権者の同意は全てではないが、そのあとの文章何かここになっていません。それを見てですね、これはなんていうことだろうかということで、私は油に火が注いだようなもんなんですよ。私はこれがなかったら、私はもう止めてますよこんなの。こんなと言っちゃ、おかしいですけど。ああこれがやっぱり芦屋町の問題の本質だなと。隠す、そして捏造。文書的なものが出てくる。これ許されません。だから私は 8 回目になると思いますが、一般質問するわけです。

それで、特養問題行政訴訟事件について、1、24 年度特養の地番開示請求、町の全面敗訴の件について、町は、文書非開示処分の取消し請求事件という行政訴訟の被告であるが、第一審では、芦屋町は全面敗訴した。しかし、町長は公金を使って福岡高裁に控訴した。特養の行政訴訟事件に関して、6 月議会での町長の答弁は、「町民、議会に対して、係争中であるから報告する必要がない。」と回答されました。副町長もしかりです。それで、さきの 6 月議会での質疑及び答弁について再度問うと。①②③そして（2）①②③とこうたくさんありますが、重複する部分もありますので、順不同で行く場合があると思いますので、その辺はよろしくお願いします。

①町民、議会に対して、行政訴訟のこれまでの一連の内容を報告する責務があるのではないか。

平成 26 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

6 月議会でも言いました。ポートピア勝山では、広報あしやに地主より土地の返還の請求を求められていると。こういうことが書いてあるじゃありませんか。係争中ですよ。なのにこれについてはなぜできないのか。見解を問います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

町民、議会に対して行政訴訟の一連の内容について報告する責務があるのではないのか。町長、副町長の見解ということでございます。

私のほうからは今回の行政訴訟事件は、平成 22 年度高齢者福祉施設などの整備に関して第三者が特養を設置しようとしたその場所を特定するため、芦屋町が保有する第三者の情報を開示せよとの芦屋町を被告とする訴訟でございます。その情報の一部、つまり設置場所については、付近見取り図ということで、どこに位置するかの情報については、既に開示をしております。端的に言いますと、設置場所の位置は開示しているのですが、訴訟は設置場所に関する土地の地番を開示せよというものでございます。前回の一般質問の折、妹川議員の発言では、「なぜ行政訴訟をされたのか」などについて広報に出すべきではないか、というようなご質問であったと思っております。しかしながら、どこに位置するかについては、既に開示しているということでありまして、「なぜ土地の地番の開示を求める訴訟を起こされたのか」については、この裁判の趣旨ではないということもございまして、その理由はわからないというものでございます。

さて、町は、町が保有する第三者に関する情報は、当該事業者が行った特養設置に関する申請が福岡県の審査において、採択されなかったことによりまして、本町情報公開条例において、第三者の不利益につながるとして、当該情報を非開示とする判断をしたものでございます。第一審は、町は敗訴となりましたが、この判決を不服として控訴をしております。町としては、非開示としたことについて、間違いはなかったものと考えており、現在、当該訴訟に取り組んでいるところでございます。このため、第三者の不利益につながる情報であることやいまだ控訴審の判決が決定していない。こういうことによりまして、公表する考え方は持っておりません。ついては、裁判の結果を注視していきたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

続きまして、私のほうから答弁させていただきます。

妹川議員も前段の話をされましたので、私のほうも前段の話をさせていただきたいんですが、

もう 8 回目ですかね、私ももう 8 回ぐらい言っていると思うんですが、これは県の整備方針、県の審査基準にのっかって、町が結局県のほうから事務の委託を受けている。これをまず何度もお話ししているわけですね。それであともう少しあるんですが、これははしよりまして、じゃあそのなぜかということなんですが、情報公開請求がありました地番のですね、そして、芦屋町の情報公開条例に基づいてこれは開示できませんと。情報公開条例第 11 条ですね。それで、その異議申し立てが出されたわけでございます。それで芦屋町ではですね、第三者機関であります、有識者による、芦屋町情報公開審査会というものがあります。そこにかけさせていただきました。審査会でも、いや、これは公開すべきではないということの判断が下されました。これが 1 点目。

2 点目なんですが、これは今、妹川議員が言われましたように、第一審でいわゆる芦屋町が敗訴したわけでございますが、それで私はじゃあ当該事業者がですね、公表してもいいということであれば、それは公表してもいいと思うんですが、まず当該事業者に対して、所管に確認をしてくれなさいということで、確認をさせました。そしたら、自分のところは 26 年度申込みをしなかったが、今後もこの事業を継続をするので情報公開はしないでくれという返事、これが 2 点目でございます。

3 点目はですね、これはいわゆる採択されなかった事業者の情報はですね、これは福岡県ですよ。福岡県もいかなる理由があっても公開はしないと。不採択された事業者の情報は公開はしないという 3 点。この 3 点をちょっと押さえとっていただきたいわけですよ。

まあいろいろいろいろ妹川議員、文書、芦屋町にもいろいろいろいろ出されてますけどですね、いわゆるその辺のことを押さえただけじゃないとですね、話は空回りするのではないかと感じております。要は事業者がですね、公開してもいいですよと言えどもですね、やぶさかではないわけですよ。事務委託受けているだけだからですね。これは情報公開請求のいわゆる審議だと思いません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今、るる言われましたけども、吉永課長、町長に判決文をちゃんと説明されていますか。今の中で、情報公開条例 11 条でしたか。当該の事業者に対して開示したくないというようなことについては、これはそういう異議申し立てというか、開示しませんというようなものを公文書として出されていると思いますが、これは情報公開条例違反であるというように断定していますね。つまり、町長よくご覧になってください。この判決文を。これは、いわゆる情報開示請求をして、そしてそれを非開示ですと、非開示しますという時点でその事業者にこれを開示していいかどうか

かということを知るのが情報公開条例 11 条なんですよ。なんでこれが、あんた、裁判が行われたから、求めているじゃないですか。これを開示していいかどうかですか。だから裁判所がこれについては、町が出したものについては、条例違反であると断定していますよ、確か。そう読んでますから。その辺は確認してください。

それからですね、今長々と話されましたが、いろいろとそういう判断をされたけど、第一審ではその取り消し処分、開示しなさいという判断になっているわけですよ。そこはもう見解の相違でしょうけど。まあそういう意味でね、また高裁にあげられていると思います。

次に行きます。2 番ですね。その前にですね、私の今の見解言いますけれど、私は町長というのはですね、町民から選ばれた方なんですね。町長が町の施策を執行する最高責任者です。したがって、町長にはさまざまな施策に対して、執行権と権限があると思います。でも、やはり町にとって都合のよい内容が積極的に報告するけれども、都合の悪いものは隠す、出さない。議会のあしや広報に出さない。こういうように、隠す、知らせないという政治は必ずいつかは不正が生じてくる。そういうものなんです。だからこそ情報公開制度の趣旨は、独占的に持つ情報を市民に明らかにすることで、不正行為をなくすことから、情報公開条例というものは始まったんですよ。こういう歴史があります。だから今のような町民に明らかにする必要はまだできないということがですよ、やはりまだまだ、町民不在、住民無視、そういうような県に重複するようなといいましようかね。そういう町政としては、私は望ましくないというふうに思っております。これは私の見解です。

2 番目に行きます。② 22 年度に田屋区で特養建設に関する臨時総会や住民説明会は開催されていたのかという 6 月議会の質問では、確認していない、確認する必要はないと開き直りの発言のように見受けられましたが、今もそう思っておられますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今のご質問に対しての答弁の前に、先ほど妹川議員言われました、第一審で条例違反と断定していると第一審が言われましたけど、そのようなことはございません。

それから、今のご質問に対する答弁なんですけども、係争中の裁判において、被控訴人から同じ内容で準備書面が出されております。この件は、芦屋町が準備書面で裁判所へ提出しているとおりで。議員のこれまでの質問は、被控訴人と同様に組長が知らない、あるいは区の総会が開催されていないという前提にたって、住民説明会が開催されていないと言われているようでございます。しかし、福岡県の整備方針では、「どの範囲」、「どのような方法」で建設予定地の関係区域の住民に対する説明会を開催するかを明らかにしておりません。当該事業者は当時福岡県

平成 26 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

に相談したうえで、協議書類のひとつとして、住民説明会議事録を提出し、福岡県はこれを受理しておりますので、平成 22 年 6 月 11 日に行った当該事業者の説明会の実施方法は、県の整備方針の要件を満たしていると言わざるを得ません。また、控訴審のために裁判所へ証拠として提出しているものに、当該事業者が当時、建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の内容を申し立てた書面と、当該事業者が 22 年度に芦屋町へ協議書のひとつとして提出した議事録の記載内容が合致していることもございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

先ほどの、その条例違反という断定しているということについては、こちらは弁護士のほうですね、原告の弁護士のほうがそう言っているのかもわかりません。そこはちょっと訂正をしておきますが、ただですね、それについては裁判所のほうもそれらしきことを書いてあったと思います。もう 1 回読んでください。

それからですね、今ね、住民説明会の議事録があると。これ確かに私手元に持っていますよ。平成 22 年度高齢者福祉施設等にかかわる建設予定地の、関係区域の住民に対する説明会の内容などについて。これはある事業者ですね。建設予定地の関係区民の住民に対する説明会は、〇〇や〇〇が時間や場所を指定され、平成 22 年 6 月 11 日、これ締め切り日なんですよ。締切日に 18 時 30 分から 20 分まで、〇〇〇で開催しました。ずっとあってですね、その後参加者から、これ田屋区の参加者ですよ。3 者から全面的に賛同の意志を確認したことを受け、〇〇担当者より閉会宣言を行って説明会を終了しましたというような内容が、なんと、これ平成 26 年 5 月 9 日じゃありませんか。平成 26 年 5 月 9 日にこういう議事録のようなものが出てきているんですね。それであなたがおっしゃったようにですね、本物は出しなさいと。本物とこれは一緒だとか言っているけど、だから、その辺もあなたもそういう論理のすりかえをずっと今までやってこられたけど、元の区長さんや組長さんや区民の方にこういう書類があるけれど、いかがですか。あったんですかということをお聞きしないんですか。それを言っているんですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま答弁しましたとおり、福岡県は協議書類のひとつとして、福岡県の整備方針の要件を満たしていると判断しておりますので、確認に行く必要はないと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

いつまでもそういう責任転嫁をするような、すりかえをするようなことをやれば、ますますあなたたちは真実がわかってきて、もうにっちもさっちもいなくなるようなことだってあり得るんやなかろうかと思っているんですよ。

じゃあ、次行きます。③はですね、審査業務を委託されているにもかかわらず、芦屋町は審査権を放棄したも同然。芦屋町による審査業務とは何か。ということ質問したいんですけど、また同じような回答が返ってくるでしょう。こんなふうな回答を6月議会でされてますね。「審査事業者は必要な書類、それらの、それから書類の作成について福岡県と調整をした上で芦屋町に提出され、芦屋町としては福岡県と事業者間で調整済みの協議書について受け付け、必要な書類がそろっており受理したものです。」こういうような発言をされておりますけど、審査業務というのは、事業者にしかも指導していると。県のほうに行って、協議書の説明を受けてくださいと指導している。芦屋町の審査業務を委託された審査権はどこに行ったんでしょうか。私の質問、もう回答はいりません。

それから次に行きます。②（2）です。町が福岡高裁に控訴した件について、平成24年度12月議会で町は「私文書の偽造が疑われるような犯罪行為があった。」また、平成26年6月議会では、「妨害行為が行われた。」、「非常に悪質な事件。」、「ある人は、電話で建設に反対するよう執拗に迫った。」、「妨害行為が行われた証拠を裁判所へ提出している。」と答弁しています。悪質な犯罪行為があったのであれば、なぜ刑事事件にしなかったのですか。という質問の中で、こういうふうなものをお配りしております。号外ナンバーツー、これは市民オンブズが出した平成25年の4月1日号です。「見たね！広報あしや」ということですね。その真ん中くらいで結構です。米印のところ「町民を威圧する福祉課長！」これは私のところにも舞い込んで来ましたからですね。もう写りが悪いです。これをコピーしましたから。「警察が、現在、町に入っております。動かないでください。と私」私というのは久野さんですね。「久野に対し脅し文句。親指を立てて『福岡県警です』とのしぐさ。「私は丁度いい不正をしているあなた達が調べてもらい、逮捕されたらいいね」と返答。特養に関する隠ぺいが発覚することを恐れてのおどし行為。脅迫罪に値する行為は弱者を救済し、福祉に携わる職員として、あるべき姿ではありません。」というようなニュースのようなものが、ことし、去年ですね出ていたようですが、これについてどのように思われますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当時の感想としまして、言ってもないことまでよく書くな。という感想でございました。
以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ言っていないような内容であれば、町長がですよ、業務妨害とか告発すればいいじゃないですか。名誉毀損で。それすらされなかったですね。まああの本人が後のほうにおられますから、またそれについてはまたなんらかのアクションがあるかもわかりません。

それで、次に行きますが、②で控訴理由書の中に、吉永福祉課長名で提出された報告書の中に、「妨害行為などが行われていたことが確認できた。」と事例をあげているが、それについて問うということなんですけどね。報告書もですね、これもここにあります。これ見てください。このチラシの 2 ページのところですね。平成 26 年 5 月 16 日吉永課長の名で、福岡高等裁判所第 2 民事部ハ係御中と書いてですね。上のほうの 5、6 行はいいとしてですね、「調査の結果隣接地権者の同意を撤回させる妨害行為や、自治区の同意を撤回させる妨害行為などが行われていたことが確認できました。」だったら警察にすぐに言ったらいいじゃありませんか。

はい、次のページ。裏になりますけど、3 ページ。〇〇でいきます。〇〇氏への聞き取りに調査について。平成 24 年 12 月 25 日、〇〇宅で福祉課長と濱本係長が出向いておりますね。趣旨、これ読んでもらって〇〇は大体想像がついております。そして、米印の 1、名前まで出されていますけど、これこそ個人情報保護法でどうだろうかと思うんですけど、こういうのも出ておりましたから。もう重岡氏と書いておりますから、重岡氏と。

その次②ですね。別件であるが、12月11日に町議会議員である何々議員から電話があった。これ私のことですよ。正直言って。これは三軒屋区の事業者ですね。三軒屋地区で計画している特別養護老人ホームの整備に関し、隣接地権者の〇〇さんの〇〇のであれば、あなたにも権利があるので、特別養護老人ホームの建設に反対してくれとの内容であった。これは地権者のあります、〇〇さん。これは土地の利用者、土地の利用者である、いわゆる耕作者。これは副町長は「土地の所有者と土地の利用者でしょ。」と言われている。耕作者ですよ。これ、耕作者ですよ。農地法による耕作者なんです。それを地上権がどうのこうのとか言って、こういう同意書は必要ないんだ。耕作者の同意書は必要ないんだとおっしゃっていましたが、この方、耕作者なんです。農地法には農業委員会で認定された方なんです。私はですね、これ、米印の 2 番、私のことですよ。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この資料に関しましては、私どもが提出しておりますので、これ以上答えることはできません。
以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私もその方にお会いしましたよ。そしてね、びっくりされてました。私とその重岡さんと話した内容が裁判所にね、これが出されているなんて、誰が出したの。妹川が出したんかと言われた。いいえ、町ですよ。これ確認されましたか。こういうものを裁判所に出しますけどよろしいですか。ということを確認しましたか。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これらの件に関しましては、準備書面で申し上げていることにつきましては、答弁はできるんですけれども、この件に関しましては、準備書面に出ていますし、係争中の案件ですのでちょっと答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

どうして私を裁判所の準備書面にね、私に対する、この裁判に全く関係ない私をですよ、なんでそんなにおとしめるようなことするんですか。事実でもないようなこと。私は人権侵害で訴えたくらいですよ。正直言って。違いますか。私は執拗に電話であなたの6月議会では反対するように執拗に迫ったと。そんなこと裁判所に出すなんて失礼じゃありませんか。おかしいと思いませんか。私の了解をとって妹川さん、こんなことされたようですね。いかがですかと。重岡さんにも聞いてやるのが普通じゃないですか。これ裁判所と全く関係ありません。答えてください。これは裁判とは全く関係ありません。私の人権問題です。予断と偏見で私をおとしめる、それしかないじゃありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 26 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

まず、この書面につきましては黒塗りで出しておりますので、そういったことには該当しないということを考えております。それと、なぜ出したかということにつきましては、さきの議会答弁でもあったかとは思いますが、24年の12月5日に開示請求を非開示としています。このとき、この以前ですね、何が行われていたか、妨害行為が行われていました。したがってこの地番を開示すれば、妨害行為が行われることが明らかではありませんかという資料の一つとして出したわけでございますので、論理上矛盾はないと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう妨害行為が行われるのではないかというような話は25年度の話でしょう。これ、22年度の裁判なんです。なんで25年度にすりかえるんですか。22年度で田屋地区のどこその地番かと。そして、総会やそういう住民説明会が開かれていないから、地番がわからないんですよ。25年度はちゃんと総会は開いているでしょ。だから地番はわかるじゃないですか。なのに22年度は総会を開いていないんだもん。住民説明会を開いていないんですよ。それを県側の留意事項に従ってやって、県が認可というか認めたものである。チェックはしたけど、何ら問題がなかったから、問題ないんだというすりかえ論理、こんなの。それで私、関係の方々ですね、こういうおとしめられるような方が、3名、4名いらっしゃいますので、直ちに陳情書を書いております。そして、私は議会議員として、さまざまな情報をそういう弱き人、助けてほしいという人に対して情報を提供する。

今回の重岡さんの場合だって、これは耕作者としての同意はいららないんだと。そんなことないですよ。25年度の場合は隣接地権者の同意書、そして土地の所有者と、土地の利用者の場合はその同意書があると書いてある。しかもこれは副町長が言われるように、口約束じゃないんですよ。耕作者なんですよ。だからこれは同意があるんですよ。どうなんですか。それを伝えたわけですよ。議員として当然のことじゃないですか。それは反対するようにと執拗に電話をかけた。たった2分間ぐらいですよ。それあなたが拡大解釈したのか、自分で自作自演したのか、創作したのかこういう書き方をやっている。いわゆる予断と偏見。

教育長、ちょっと質問いたしますので。泥棒じゃなくて、うそつきは何が始まるとかという言葉がありますよね。道徳教育。それとか予断と偏見はどういうことが行われるといういわゆる人権同和教育の中でありまして、ちょっと思い出してください。嘘は何々の始まり。そして、予断と偏見は何が始まるのか。と言われたときにどうお答えられますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

道徳教育ではそういう言い方をほとんど指導しません。泥棒はうそのはじまりというのね、これは通常そういう言い方はありますね。言葉としてはあると思います。道徳教育ではそういう言い方をしません。限定してうその泥棒の始まりという言い方は言わないです。予断と偏見につきましてはですね、やっぱり人権教育というような形からすると、正しくその人を見ましょう。誤った考え方、誤った感じ方これは人間ですから、絶対はないとは言えませんが、そのときはやっぱり正すことはわかることなかれというのもありましようけど、それはちゃんと直せばいいことなので。まあ人間ですから、弱い面も強い面もいろいろあろうと思いますけど、そのあたりは道徳教育では何度かそういうかかるような道徳の内容項目を勉強する中で、少しずつ高めていくと。それが道徳的教育だと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そういうふうにはですね、人権同和教育の中でですね、予断と偏見というのは差別を生む。そういう昔からですね、最近そういう教育が行われているから、今おっしゃったような日ごろからですね、人を見て予断と偏見で判断すべきではないということなんでしょうけれど、まさに今回の問題についてはですね、犯罪者扱い。こういうことが見込み調査、そして私たちやこの 2 人、3 人の方に対してですね、非常にあくどいと言いましようかね。そういうやり方でいいのかなというふうに残念でなりません。

それから、私はその点についてはですね、私は今、そういう妨害行為が行われる、つまり町はですね、非公開の正当性を、非公開するのが当然であるというその非公開の正当性を述べられておりますけど、結局、情報公開条例第 6 条の 1 項の第 2 号ですね。当該事業者の利益の保護としておられます。また、加えて原告による誹謗中傷と妨害というようなことも被告側の町が出ておるようですね。また議会でも言われました。でもね、私が思うには真実は事業者を隠れみにしてね、ないしは情報公開条例を盾にして町の立場を保全を図ろうとしているのではないかと考えます。情報公開条例の趣旨に反し、むしろ悪用している悪質な行為であるというふうには言わざるを得ません。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、るるちょっと妹川議員が一般質問なのに自分の答弁されて、この答弁書のとおりにお答えになっていないので、ちょっと私もあまりだなと思って、ちょっと今お話させていただきますが、今言われたことは、正に妹川議員が予見といわゆる推測、憶測ではないかと。我々は情報公開条例がありますのでそれに沿って弁護士と相談しながら、執行しておるのであります。そのことをまず申し上げておきます。

それから先ほど、22年度の裁判なのに25年度のことを持ち出してということがございましたが、この22年度のことと25年度のごことは非常にリンクしておるわけでありまして、結局何でこの地番が必要なのかという、この真意がわからないわけですね。結局採択されてないわけでありまして、採択されてない事業者の地番を何でそれが必要なのか。この辺の真意が、だからもう一連ですね、妹川議員ずっと今まで8回かなんか知らんけど質問されよる。ひとつも何を真意としてされてるのかよくわからない。

それでもうひとつ、課長に答弁させませんでしたので、いわゆる妨害行為というのはですね、行政側にたくさん情報が上がってきたわけです。それを課長、係長が1軒1軒回って事実関係の調査に行っているわけです。何も捏造は私はしていないと思います。そのまま、ありのままの証言を、ありのままの相手のしゃべったことを結局、担当とすれば持っているわけでございます。その一部を今回の控訴審のときにいわゆるこれは22年度だけの問題ではありませんよ。この事業者が将来やりたいと言っておると。だからこの地番を明らかにすると、また結局いろいろなことが起こるかわかりませんよというようなことで。だから私が言ったようにそれでも地権者の方が、いや、いいよ。公開してもいいですよということであればですね、我々行政側は別に隠す必要も何もないわけですよ。本人がいいよと言うのに、いやだめだと言うようなことではないわけでございます。その辺もう少し真摯にですね、捻じ曲げないで素直にまとめができないのかなと思議で私はならないわけでありまして。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町長も不思議でならないということですが、私も不思議でならないんですよ。なぜ、田屋の区民の方に会いに行けばいいじゃないですか。その住民説明会はあったんですか。そこ50世帯ありますけど、1軒もありましたとか言う人いませんよ。そんな単純なことを、元の区長さん、まあ元の元のですね。前々回の区長さん組長さん、いらっしゃるからそこに聞きに行けばいいじゃないですか。

それからね、そういうことで隣接地権者の一つはですね、妨害行為が行われた、つまり同意を

していた人が、同意をしないようにという働きかけをした人がいるという。その関係についていろいろ何回か会われて、ないしは八幡西区まで行って事情徴収されたようですけども、だったらね、隣接地権者の 3 人の人が分筆されているわけでしょ。あの事業者に対して、同意はしないと。同意書は出していませんよ。ということについて、あそこの土地の所有者とその事業者が話し合いをしてでしょう。分筆したということはあの 11 月 9 日、24 年の 11 月 9 日だったと思いますが、締め切りの時点でわかっていたというのをおっしゃいましたね。だったら本当の地主さん 3 人に何で会いに行かなかったんですか。そんなね、なんかおとしめるようなね、犯罪行為があったんやないかと思うような人ばかりに会って、3 人の地主に何で行かなかったんですか。

ということでですね、私はこれ読み上げますけれど、私のニュースレターですけど、「特養問題にかかわって、A 事業者が三軒屋地区に建設申請を行うことを知った地主さんたちは、本年 2 月」——まあ昨年ですね、「本年 2 月 28 日に不採択決定を知るまで、心の休まる日は 1 日もなかったと言います。もし、申請どおり建設されることになれば、工事差し止め訴訟も辞さないという強い決意だったのです。何で我々が県庁まで足を運び、」これは鶴原副町長がもう県のほうに行ってくださいということだったから。「何で我々が県庁まで足を運び、県知事に陳情しなければならなかったのか。事前に町が電話 1 本してくれてさえいけば、不同意の理由を詳しく説明していたのに。それすらもしない町が一番悪い。」また、ある地主さんは、「A 事業者が同意書をもらいに来るたびに、建設予定地の周辺の地主を集めて説明会をしてほしいと再三お願いしたにもかかわらず、一方では三軒屋区で説明会を行った行為は地主を完全に無視したものであり、ふんまんやる方なしと吐露されていました。我々地主が声を上げ、行動を起こさなかったら、A 事業者や町は強引に押し通すつもりであったろう。現在先祖から受け継いだ土地で、安心して農作業に専念できることになったとの喜びの心境を語られていました。A 事業者と町の行為は生活権を脅かし、人としての尊厳と誇りを傷つけるものであり、両者の不誠実さに対する地主さんの心労はいかばかりであったかと今さらながら胸が痛む思いです。」これは地主さん 3 人の方のお気持ちを書いて、私書いて、ちゃんとお見せしております。そのとおりやと。そして副町長にですね、ぜひこれ聞いてくれと、前々から言われておりましたけれど、時間がありませんが、何で自分たちが副町長に会いに行こうと言ったのに会ってくれなかった。副町長ちゃ大体何を仕事しているんか。これ聞いてくれ。こういうことを言われたことはもういいですけど、だからわかりませんと言っておりました。それで、次に行きます。

小倉タイムスの特養に関する記事についてですけど、これを進めるとですね、2 番の創成会議の試算及び定住自立圏構想について、せっかく回答を担当されている方に申しわけありません。次のほかの議員さんがこの点については質問されておるので、確かそうだったと思います。なるべくできるようにいたします。

これ新聞ですね。この最後のところの 7 ページ、8 ページのところですけど、これは百条委員会設置を求める会の代表の方から、全議員にですね、これが送られてきたようです。これを見てですね、私の感想なり意見なりをですね。①のところ完成談合か。まあこれもコピーしておりますので、ちょっと写りが悪いです。芦屋町官製談合か特養申請封じる当局、1 段、2 段、3 段、4 段目、芦屋町の公募期間は 17 日間は一般的にどうなのか。これ 24 年度の件ですね。北九州市に問いあわせたらば、最短でも 2 カ月間と聞くと。この場合は確か 17 日間ということだったのでしょうね。それで、そういう特養ができるということで、後から 3 行目、1、2、3、4 段目。「初めて知り、町長と面談。80 床の枠を町の公募では二カ所の事業者に分けて目配りが効く大きさでよい介護ができる規模でしてほしいと申し出たが、町長は『まずは枠が出てから。』、『ずーと水面下で T と他の議員らでやってきた。横乗りするな。』、『もう何回も T を県の福祉課に紹介し、打ち合わせもしている。』『こういったものは申請ありきなんだ。』」というようなことで、右のほうの③芦屋町長が本紙に抗議文。そういうことは一切ありませんと書かれてありますから。これはまた町長の見解として出されてありますから。どちらが真実かはこれはもう水掛け論ですから、ここはもう問いません。

それで、公有財産取得売却貸付検討委員会を開催し、検討した結果、不可というスピード回答であったというようなことだけを、ちょっと質問いたしますが。これは、なぜ不可にされたんですかね。私、聞くところによるとですね、ここは Y 氏がですね、土地、いわゆる若松はまゆう群生地横にある、ご婦人が土地を提供されて十何年になりますけど、その方の要望書を添えて土地を貸してほしいというふうに聞いておりますが、今言ったように、この公有財産取得売却貸付検討委員会で貸せませんというような回答と書いてありますけど、何を根拠で貸さないようになったんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

その審議会の委員長は私でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。その土地につきましては、寄付を受けたということがありますが、町有地でございます。町の土地ということでございます。したがって、公共性とか公平性とかいろいろなことを考えながらその土地の活用については考えなければならないということでございます。そこで、特定の町民の方から、その土地を貸してほしいと。確か 20 年間か 30 年間ぐらいの期間をもって貸してほしいという申請だったと記憶しておりますが、そういう内容で今後どのようにその土地を活用しようかということを検討している最中の中で、そういう長期的に土地を特定の事業者の方に貸すということはいかがなものかという結論になりまして、貸せないというご回答をしたという

記憶がございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと今、副町長の答弁が足りませんので、私のほうから補足させていただきます。いわゆる公有地、町の、国でも、県でも、町でもそうなんです、土地があります。その土地をお貸しするときはですね、いわゆる公募をかけるんですね。公募を。それと、目的。これがこういう目的で、例えば特養としましょう。ここは特養の、町とすれば特養を建ててほしいので、結局そのその土地を借りたい方は、どうぞ申し入れをしてくださいと。これは国有地でも県有地でも町有地でも公有地は全てそういう手続をとるわけでございます。だから、そういう手続を時間が無いのに貸してくれ、貸してくれじゃですね、それはもうちょっとできませんよと。という結論でご返事したのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私もそういうふうに思います。

それで、次に行きます。まああの一時預かりとか、②のところですね、一時預かりから受け付けたに訂正との要望があったとの記事があるが、これはどういうことなのか。ほかに一時預かりを行ったことはあるのかということですけど、この一時預かりにしろ、受付にしろですね、非常に不思議な内容だなと思っておりますが、これについてはもう省きます。

じゃあ 2 番の日本創成会議の試算及び定住自立圏構想について。

今、民間有識者でつくる日本創成会議では、人口減少により将来消滅する可能性の自治体が 896 にのぼるとの試算をまとめていることは広く伝わっておりますし、まあ各自治体の職員の皆さんや私たち議員もですね、非常に危機感を持っているところです。菅官房長官は少子高齢化社会を放置すれば極めて深刻な状況になるとの大な警鐘を鳴らしております。より具体的、抜本的改革をしていくことが必要だと再認識したと述べておられます。そしてまた先日の新聞ではですね、政府も担当省をつくって、地方の人口減の不安に対する狙いとして、総合戦略を年内にまとめると。そして、この全国知事会長の山田啓二京都府知事は公共事業や企業誘致を中心とした経済対策をやる時に人がいない。人口減少、少子化が地方を蝕んできた。そして、少子化非常事態宣言を受け取り、地方が消滅しようとしている事態に歯止めをかけ、状況を逆転させるため

に全力を尽くしたいと首相は答えております。そういう中であってですね、芦屋町では本当に生き残り、まあ 2040 年ですから、後二十何年ですけど、当然私たちの生命も危ういわけですけど、非常にどうなるんだろうなど。やっぱり 50 年、100 年の経緯を見ながらですね、芦屋町は生き残りのためにどうすればいいのか。それから、総務省の定住自立圏構想に対して、一極集中的な都市づくりではなくて、そういう今福岡県でもですね、いくつかの市、町が、県内言えば、大牟田市、久留米市、八女市、北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、あさくら市、そういうところの周辺と連携しながら、そういう定住自立圏形成協定の締結をいま行おうとしています、芦屋町としてはどのような対策を今後練られようとしておるのか。

そして、こういうことも書かれてありますね。これは行政だけの問題ではないと。これは一人一人国民の問題である。だから、先ほど刀根議員がおっしゃいました、住民に対して行政がお手伝いするというのではなくて、行政が積極的に今の高齢化社会、少子化社会に対して、どういう現実にならっているんだというような説明を地区ごとに話に出かけられて、町としてどのような町づくりにしたらいいのかと、もちろん職員の皆さんも我々議員もこの創成会議のことについて、消滅するとはどういうことだろうかと、わかりません。だから先行事例としてやっている町がたくさんあるようです。そういうような方々に講師依頼をして、そして職員、行政、議員、そして町民の方々ともにですね、膝を交えて芦屋町の将来をどうするのかということをやってほしいなと思うわけですけど、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさにこの質問はまた、別の議員の方からも出ますので、重複するかと思います。いわゆる日本国中この創成会議の試算についてはですね、日本国中に激震が走ったわけでごさいます、実は先日、福岡県の町村会で 1 年に 1 回研修会があります。この件につきましての研修が東京でありました。いろいろなお話があったわけでごさいます。しかし、この日本創成会議のこの試算の、いわゆる中身についてもる説明があったわけでごさいます、いい悪いにしても、とにかくこういう提言をしていただいたということはですね、非常にあの私どもにとりまして、非常に身の引き締まる思いがしたわけでごさいます。これは今度内閣の改造がありましてですね、地方創成担当大臣が任命されて、この大臣がいわゆる省庁を横断的に、農業問題、雇用、福祉問題。これを横断的にそのやるということですね、今度臨時国会に出るということでごさいます。国は国としてそれは今から危機感を持っております。当然、国以上に我々地方を預かるものとして危機感を持っているわけでごさいます。そのためにいろいろ町としては、定住化政策だとか、活性化政策だとかいわゆる振興策も取り入れておるわけでありまして。ただ、国がそういうふうにして大

平成 26 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

きな予算をつけるということであれば、国の動向もですね、見なければならぬと思っております。そういうことで、議員各位、それから町民の皆様にもいろいろな知恵をお借りしなければならぬと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

これで私、妹川の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。